

平成30年度第2回

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会

日時：平成30年11月21日（水）

午前9時00分から

場所：庁議室

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 後藤省二 名取顕一 島川健治 盛庄吉 吉川豊
堀正孝 小山忍

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 石嶋大介

総務部総務課情報公開・法務担当主査 内宮純一

総務部総務課情報公開・法務担当主任 西村かおり 小野春乃

総務部防災課長 村岡健市

総務部防災課防災担当主査 小林勉

総務部防災課防災担当主任 小倉大輝

保健衛生部・文京保健所保健サービスセンター所長 内藤剛一

保健衛生部・文京保健所保健サービスセンター健康相談係長 三樹亜紀

保健衛生部・文京保健所保健サービスセンター健康相談係主事 菊池翔太郎

保健衛生部・文京保健所健康推進課長 榎戸研

保健衛生部・文京保健所健康推進課保健係 加藤勝

欠席者：（委員） 二瓶紀子

1 開会

○総務課長 おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。平成30年度の第2回の審議会を開会いたします。

本日は、二瓶委員が欠席でございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定します定足数を満たしており、有効に成立しておりますことを、併せてご報告申し上げます。

本日は、被災者生活再建支援システムの導入及び母子保健システムの導入における2件の諮問と、特定個人情報保護評価の実施状況及び死者に関する情報の運用の見直しについて、2件の報告をさせていただく予定でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。進行を内山会長にお願いいたします。

2 議事

○内山会長 早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。それでは、会を始めさせていただきますと思います。

まず最初に、議事でございますが、ご案内のとおり、諮問第1号、第2号についてご審議をいただくということでございます。

このことにつきましては、それぞれの諮問事項について、1件ごとにご審議をいただいた後、報告事項2件について報告をいただくということにいたします。

それでは、まず、諮問第1号について、事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、着席のままご説明申し上げます。説明に入ります前に、お手元の資料をご確認ください。資料につきましては、あらかじめ郵送いたしております。

諮問第1号に関する資料としまして、まず、1ページ、諮問書の写しでございます。次に、資料第1号は、導入を予定しております被災者生活再建支援システムの概要と、それに係る個人情報取扱いについての資料でございます。

続きまして、諮問第2号に関する資料といたしまして、31ページ、諮問書の写しでございます。次に、資料第2号は、導入を予定している母子保健システムの概要と、それに係る個人情報取扱いについての資料でございます。

資料第3号は、本区における特定個人情報保護評価の取組状況をまとめたものでございます。

続きまして、資料第4号は、本区における死者に関する情報の考え方と運用の現状等についてまとめたものでございます。

また、本日、席上に、「「規制改革実施計画」の閣議決定について」という総務省からの情報提供資料をお配りしております。

お手元の資料はよろしいでしょうか。

それでは、諮問第1号について、説明のため所管課職員も同席いたしておりますので、ご紹介させていただきます。村岡防災課長でございます。

○防災課長 よろしく申し上げます。

○総務課長 同じく防災課の小林主査でございます。

○防災課主査 小林でございます。よろしくお願いたします。

○総務課長 小倉主任でございます。

○防災課主任 小倉でございます。よろしくお願いたします。

○総務課長 なお、本日、消防訓練の関係で、会の途中に放送が入ってしまうことがありますので、恐れ入りますが、よろしく申し上げます。

それでは、諮問案件についてご説明申し上げます。

平成30年度諮問第1号、被災者生活再建支援システム導入に伴う個人情報の本人以外収集についてでございます。

諮問書の写しをご覧ください。読み上げさせていただきます。

1 諮問事項。被災者生活再建支援システム導入に伴う個人情報の本人以外収集について。

2 諮問の趣旨。平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、区市町村に対し、罹災証明書の遅滞なき発行及び被災者台帳の作成が義務付けられたことを受け、災害発生時における被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、被災者生活再建支援システムを導入する。

当該システムは、住民基本台帳による住民情報及び固定資産台帳による家屋情報を活用し、建物被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳作成等、被災者の生活再建支援に必要な業務を管理するものである。また、平常時から住民情報及び家屋情報を当該システムに取り込むことにより、災害が発生したときには、効率的に建物の被害認定調査を実施し、迅速に罹災証明書を発行するなど、遅滞なく被災者の援護が実施できるようにする。

このうち、家屋情報については、東京都が保有している個人情報であるため、東京都から個人情報の提供を受ける必要がある。本件は、個人情報を本人以外のものから収集することになるため、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項第6号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集することについて、貴審議会のご意見をお伺いする、という諮問でございます。

詳細については、所管課長からご説明申し上げます。

○防災課長 それでは、資料第1号に基づきましてご説明申し上げます。

まず、被災者生活再建支援システムの導入に至った経緯からご説明申し上げます。現在、東京都及び都内の区市町村では、被災者生活再建に関する一連の業務をサポートする情報システムの導入を促進しているところでございます。このシステムにつきましては、平成23年度に、東京都、国、京都大学、それから民間企業を含めた産学官連携のもとに開発されております。このシステムにつきましては、住民基本台帳による住民情報、固定資産台帳による家屋情報を活用して、建物被害認定調査や罹災証明書の発行、それから被災者台帳の作成等、被災者の生活再建支援に必要な業務を管理するシステムでございます。こちらは、東京都と都内の区市町村で共同利用をしているものでございます。災害対策基本法が一部改正をされまして、区におきましても罹災証明の遅延なき発行が義務付けられたところでございます。これを受けまして、

このシステムを活用して事業を進めていくというものでございます。

次に、被災者生活再建支援システムの概要についてでございます。

住民情報・家屋情報のシステム登録についてでございます。住民基本台帳システム、こちらは区が管理しておりますが、これから住民情報、それと東京都主税局から家屋情報を、電磁的記録媒体によりまして受領いたします。L G W A N を介しまして、被災者生活再建支援システムに登録をいたします。登録は、初回につきましては、平成31年1月を予定してございます。2回目以降につきましては、毎年7月にデータを受領しまして、更新作業を行う予定としております。

次に、恐れ入りますが、2ページ目をご覧ください。2ページ目の(2)番、家屋被害調査・罹災証明書の発行でございます。先ほどご説明申し上げました、災害発生時に、先ほどの登録された住民情報及び家屋情報を基に家屋の被害調査を実施いたします。具体的には、GISを使用しました調査票をまずシステムから出力いたします。この出力した調査票を基に現場で調査を行いまして、現場で調査を行った後は、その調査票をスキャナーでシステムに読み込んでまいります。その読み込んだデータを基に、罹災証明書の発行と被災者台帳の作成を行ってまいります。こうすることによりまして、被災者の再建、早期の生活再建を支援していくものでございます。

それから、(3)番の生活再建支援状況の管理でございます。先ほどの調査結果の入力後、被災者ごとに生活再建支援金の給付状況や、各種減免の実施状況を入力いたします。こういったことで、生活再建の支援状況を管理してまいります。システムに入力した結果を基に管理していくことで、被災者への支援漏れを防いでいくというものでございます。東京都に対しまして、罹災証明書発行に係る情報提供等に関する協定というものに基づきまして、被災者に関する情報を電磁的記録媒体によって提供をいたします。これは、東京都が行います被災者生活再建支援業務に利用するためのものでございます。

(4)番のシステムに記録される個人情報につきましては、固定資産台帳の家屋情報等で、詳細は別紙5に記載をしているところでございます。

取扱件数といたしましては、文京区内の全世帯数、約13万5,000件を想定しております。

3番、個人情報の取扱いについてでございます。

(1)番の諮問事項といたしまして、ア 家屋台帳の情報の提供です。こちらは、協定書の第2条に基づきます。東京都から家屋情報を収集するということにつきましては、個人情報の

本人以外収集に該当するため、文京区個人情報の保護に関する条例第8条第2項第6号に基づきまして、本審議会へ諮問するものでございます。

なお、個人情報を本人以外から収集したときは、その旨を本人に通知しなければならない旨の規定がございますが、本件につきましては、対象者が一定期間において大量であり、かつ、罹災証明書の早期発行や被災者に対する公的支援を迅速かつ効果的に実施する上では、平常時から体制を整備しておく必要があるということで、また、当該個人情報の収集につきましては、公益上の必要性が非常に高いものだというふうに考えております。したがって、個人情報保護条例の第8条第3項の規定に基づきまして、事前に運営審議会に意見を聞いて決定した「本人同意のない本人以外収集における本人あて通知の省略基準表」の整理番号3に該当するものとして、本人宛ての通知は省略するものでございます。

(2) 番のその他のア、被災者情報の提供でございます。こちらは、協定書の第6条に基づくものでございます。3ページのほうに移りまして、こちらは、文京区から東京都への情報の提供に関する規定でございますけれども、区が調査をいたしました結果などのデータを被災者台帳に記録をいたします。そういった被災者台帳に記録された情報を利用及び提供できる場合は、災害対策基本法の第90条の4において限定的に規定されているところでございます。つまり、被災者台帳の情報を利用及び提供することにつきましては、被災者台帳の利用目的の範囲内というふうに整理をしているところでございます。よって、東京都が被災者生活再建支援業務に利用するために提供するということにつきましては、被災者台帳の利用目的の範囲内の提供というふうに整理しているところでございます。

次に、イの住民情報の利用についてでございます。こちらは、住民基本台帳法第1条に基づくものでございまして、住民基本台帳の利用目的の範囲内というふうに整理しているところでございます。

続きまして、セキュリティ対策についてでございます。

こちらは、高いセキュリティを持っておりますLGWAN回線を使用することとしております。

また、4ページ目に行っていただきまして、4ページ目の一番上のほうに書いてございます通信経路につきましては、データは暗号化を行うなど、万全を期してまいります。

それから、(6) 番のデータセンターにつきましては、都内に11か所ございまして、震度7クラスにも耐え得る耐震設備となっているところでございます。

5ページ目、最後になります。が、今後の予定といたしまして、平成31年の1月に、文京区

におけます被災者生活再建支援システムの稼働に向けて、今準備を進めているところでございます。

私からは以上でございます。

○内山会長 説明が終わりました。

まず、ただいまいただいた説明についてご質問等を伺って、その後、このことについてご意見を伺うということにさせていただきますので、まずはご質問等があればおっしゃっていただきたいと存じます。

どうぞ、お願いします、名取委員。

○名取委員 これは、情報を都からもらって、ふだんはどこで管理していますか。

○内山会長 防災課長。

○防災課長 データセンターがあるんですけども、そのデータセンターでデータは一括管理しています。

○名取委員 それは防災課の**ですか**。

○防災課長 民間事業者のです。

○名取委員 民間事業者の、どこかに**収めたり**。

○防災課長 東京都からもらったデータベースですよ。

○名取委員 そうです、東京都からの**データです**。じゃあ、こういう大きい災害があったときには、そこから引っ張ってくるというイメージ**ですか**。

○防災課防災担当主査 ちょっといいですか。

○内山会長 はい。

○防災課防災担当主査 もう既にインストールをしておいて、システムを準備しておく体制をとっています。データはシステムの中に一旦インストールはしてあるんですけども、そのデータそのものの管理というのはセンターのほうで管理しているということになります。なので、データはシステムの中に入っています。

○名取委員 区のシステムの中に。

○防災課防災担当主査 区のシステムの中に入っています。

○名取委員 **区のシステムの中**に入っている。

○防災課防災担当主査 はい。

○名取委員 ふだんはあんまり触らないですよ、こういうことがない限り。

○防災課防災担当主査 そうですね、はい。

○名取委員 いざというときに、そこからデータを持ってきてということなんですか。データを持ってきてというか、それを開いて通知をすとかという。

○防災課防災担当主査 そうですね。データセンターにあらかじめ登録してありまして、災害時にはそのデータセンターからデータを使っていくという形になります。

○名取委員 はい。

○内山会長 はい。

○小山委員 すみません、災害時には引っ張ってくるということですが、ふだんのときでも何か職員の方が見ようと思ったら見られる環境ということですか。

○防災課防災担当主査 環境的には見られます。ただ、IPパスワードとか、パスワードとかで管理しています。

○小山委員 それを見ようとするれば、いつでも見られるということですね。

○防災課防災担当主査 そうですね。訓練とかで見ることもあり得るということです。

○堀委員 よろしいですか。

○内山会長 お願いします。

○堀委員 大変公共性の高い、公益性の高い**必要性がある**もので、趣旨としては賛成なんですけど、一つ、データセンターについてなんですけれども、4ページの(6)で、東京都内に11拠点点在しと書いてありますが、先ほどのご説明ですと、震度7に耐え得るデータセンターであるということは、かなり信頼性は高いというふうには思います。ただ、東京が被災したときに、本当に東京都内だけのバックアップで大丈夫なのかという不安があるのですが、例えば一つのデータだけはまるっきり違う地方のところに置くとか、そういうような発想というのはどうでございましょうか。

○防災課防災担当主査 こちらは、外部事業者のデータセンターになりますので、そういった体制の下で、今のところ都内の共同利用している自治体については利用しているということになります。今後そういったセキュリティというか、強固な体制がとれるようにということで要望はしていきたいとは思いますが、今のところ都内という形になっております。

○堀委員 ちょっとそれは考えられたほうが**いい**と。東京も全域でおかしくなることだって十分に考えられることだと思います。

○防災課防災担当主査 そうですね、はい。

○内山会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○後藤委員 後藤と申します。よろしくお願ひいたします。

ちょっと何点かご質問させていただきたいんですが、まず、全体の枠組みの確認なんですが、この家屋台帳を東京都から提供を受けることについての諮問ですよ。

○防災課長 はい、そうです。

○後藤委員 これは、東京都が固定資産税の課税のために家屋台帳を作っている。その東京都が課税をしている固定資産税の家屋台帳を、この罹災証明のために使う。それは、文京区が発行する必要があるので東京都から提供を受けると、こういうことでよろしいですね。

○防災課長 はい。

○後藤委員 ちょっと念のため付け加えますと、固定資産税というのはそもそも市町村の基本的な税でございまして、全国の1,800の市町村は基本的に全て自分のところで固定資産税の課税をしているので、家屋台帳もそれぞれ持っている。特別区23区だけは、東京都が固定資産税を課税をして徴収しているので、23区は文京区さんも含めて家屋台帳を持っておられない。なので、今回、東京都から提供を受けることについての諮問と、そういう確認でよろしゅうございますね。

○防災課長 はい、そうです。

○後藤委員 すみません、ちょっとお話を確認しておきたいのが、この被災者の生活再建支援システムについては、先ほど村岡課長さんのほうから共同で利用しているということだったのですが、東京都から受けた家屋台帳も含めて、住所とか住基の情報ですね、あるいは、後で30ページのほうにいろんな情報がこの被災者台帳のほうに入っていくんだと思いますけれども、その情報の管理主体は文京区だということよろしいですね。

○防災課長 システムについてですね、そうです。

○後藤委員 ですから、このシステムは、文京区さんがどこかと使用契約を結んで利用する、あるいは、ある意味でいうと、そのシステムで処理をしますので処理の外部委託になるのか、この辺りの整理はどのようにしておられるのかちょっと教えてください。

○防災課長 形態としましては、システムの利用をする委託という形になりますので、システムを借り上げるような形になります。

○後藤委員 委託ではない。

○防災課長 委託ではないです。あくまでそのシステムを使用するという契約です。

○後藤委員 ということは、システムそのものも管理責任が区にあるという、こういうことになりますね。

○防災課防災担当主査 共同利用をしているソフトを文京区のIDとして使わせてもらうという形になるので、システムを利用するというか、そういったことになりますので、あくまでそのシステムをつくり込んだりするのには事業者になりますけれども、そのシステムの機能をこちらには借り上げるという形です。

○後藤委員 個人情報保護条例上は、情報を記録をする、あるいはその情報の処理をすることについて、委託なのか内部で持っているのかというふうな、そういう組立てになっているかについて、システムを利用するというのはどの位置付けになるのかというのが、条例をつくったときにはそういう形態がなかったものですから、多分余り想定されてない。もう一度言いますけれども、区が持っているシステムなのか、つまり、区が直接所有するのか、外部の事業者処理を委託をするのか、どちらかだという、そういう立て付けだと思っているんですね。そうすると、今回の場合は処理を外部に委託をするということに該当するのかどうかというのを、念のため確認をさせてください。

○防災課長 システムの構築に当たってということですか。

○後藤委員 はい。

○内山会長 こういうことではないんですか。例えば、表計算ソフトですとか、言語、ワープロのソフトがありますよね。それは外部から提供して、文京区が対価を払ってでしょうけれども、使用する。しかし、そのソフトを使って作業するデータは文京区が所有するもので、文京区の責任として管理している。それと同じことで、要するにほかのシステムを借りてくるかは別として、そのシステムを使って処理をするというだけのことで、それはワープロやエクセルと同じようなことで、この特別なシステムを使っているというだけのことなのか、又はそのシステムを作っているソフトウェア会社が、文京区が処理するデータまで触ってくるのかというふうなことについて伺えばよろしいかと思えます。

○防災課長 すみません、ありがとうございます。今お話しいただいた内容でいきますと、前者のほうに該当いたします。あくまで文京区が処理をしていくと、その管理責任は文京区に、もちろんあるということでございます。

○内山会長 ですから、電算処理をするためのシステムをどのように構築するかということについて、特別な制限する条例等は文京区では持っていませんよねということですね。

○防災課長 はい。

○後藤委員 結構です。あともう少し質問させてください。

2 ページの(3)のところに、被災者台帳に記録される情報の一部を東京都に提供するとい

うことが書かれています。これの内容というのは、別紙の5、30ページにどのような内容をということが書かれているのですが、30ページの別紙の5を見ますと、3の被災者情報のところの項目で、東京都へ提供する情報の項目は、今後の協議の結果、追加される可能性があるというふうに書かれています。また、ここに書かれている項目の中でいいますと、東京都から提供を受ける家屋台帳の情報、それから、先ほどご説明があった住民基本台帳の住民情報と、住家の被災状況とか被害判定ですね、被害認定調査の結果というようなことが書かれていますけれども、恐らく被災者台帳は、ここにも書いてあるように、例えば実際の被災された方の家庭の状況とか、収入の状況とか、あるいは疾病とか介護の状況だとか、かなり機微な情報も入る場合があるのではないかと思います。具体的にはどの辺りまで想定しておられるのかということと、これは今後追加される可能性があるというふうに書いてありますので、追加される場合にはまた別途ご報告等があるのかどうかをちょっと教えてください。

○防災課防災担当主査 今のところ、被災者台帳に登録する内容というのは、各部署からいただいたデータ、プラス、災害発生時に文京区のほうで、各戸に、家ごとの被災状況の把握、罹災証明を発行するための被災認定調査というところのデータを収集してきてシステムに登録するということになりますので、今のところの想定はその情報になります。個人的な障害情報だったり、介護情報だったりというのは、このシステムに入る予定は今のところはありません。

○後藤委員 今のところはない。

○防災課防災担当主査 はい。ただし、追加になることも今後考えられますので、その際につきましてはまた再度諮問させていただくということで想定はしております。

○後藤委員 分かりました。ちょっとこだわりましたのは、資料に被災者の生活再建支援システムと書いてありますよね。何かこのタイトルだけ見ると、生活再建のための支援をする前提として、被災者の状況とかが入ってくるのかなというふうにちょっと見えちゃったものですかからお伺いしました。今回はあくまでも罹災証明を発行するためのシステム、発行するために必要な項目だけを記録をするという内容でございますね。

○防災課防災担当主査 そうです、はい。

○後藤委員 分かりました。

それから、2ページのところにまた戻ります。諮問事項のところ、3の(1)の最後のところに、本人宛て通知は省略をする、これは本人以外から収集をするんだけど、本来条例で規定している、その場合には本人に通知をしなければいけないという規定はありますが、13万件あると通知するのは大変なので、これはいたしませんということですね。

○防災課防災担当主査 はい。

○後藤委員 その代わりに、例えば広報で周知をするとか、そういうことはお考えでいらっしゃいますか。

○防災課長 広報等で周知する予定というのは、今のところ持ってないところです。

○後藤委員 ちょっとその辺りは別途ご検討いただけると本当はいいのかなというふうに思ったりします。個別の数値はともかくとして、広報で、罹災証明の発行のために、東京都から家屋の情報の提供を受けていますというようなことを説明をされるのも一つの方法なのかなと思います。ご検討いただけるといいと思います。

○防災課長 ありがとうございます。

○後藤委員 それから、4ページのところの中ほどに、伊の「住民情報の利用について」という説明があります。住民基本台帳との連携で住民情報を入手をする。東京都からもらう項目の中で家屋の使用者の住所というのは、氏名、住所が入っていますよね。それが、文京区民の方、文京区内にお住まいの方の氏名、住所、これが文京区さんの住民基本台帳と必ずしも合致しない場合がありますよね。そのときには、文京区で持っておられる住民基本台帳の情報を使って上塗りをするのでしょうか。

○防災課防災担当主査 システム上はやはり住所、お名前では突合ができないということで、このシステムは地図にレイヤーのような形で重ね合わせるような形になります。おのおのデータを地図上に重ね合わせることで、表面を統一させるという形になります。

○後藤委員 住民基本台帳上の住所と氏名が、やっぱり地図上のレイヤーに落とされている。

○防災課防災担当主査 はい。

○後藤委員 それと家屋台帳をばさっと落とす。

○防災課防災担当主査 落とすという形です。

○後藤委員 でも、家屋の台帳の中にも氏名、住所が入っている。

○防災課防災担当主査 はい。

○後藤委員 それは、レイヤーのほうには使わない。

○防災課防災担当主査 お名前のほうですかね。そうですね、今のところそういった結び付きをさせる予定はありません。

○後藤委員 なるほど。ということは、文京区で持っている正確な氏名、住所は、東京都には返さないんですね。

○防災課防災担当主査 返しません、はい。

○後藤委員 そうですか。分りました。個人的な意見としては、正にこの辺のところは、いわゆる個人番号、マイナンバーを使って、東京都が持っている情報と文京区が持っている住民基本台帳の情報とをきちんとマッチさせておいたほうが正しい通知ができたとか、より正しい証明が出せるというようなことはあろうかと思しますので、その辺りは、東京都のお考えはおありでしょうけれども、別途どこかでご確認をいただけたらと思います。

あとは、ちょっと気になりましたのは、4ページに戻ります、実際にシステムを利用するのに、ユーザーの権限のところ、ユーザーはこの職員というご説明がありました。ここも、職員の方が被害の判定に行くんですね。

○防災課長 はい。

○後藤委員 その被害の判定に行ったときに、通常、特別区以外のほかの市町村ですと、固定資産税の業務、課税業務をやっていますので、自治体の職員が1軒1軒おうちを回って、おうちの造りみたいなことをふだんから見てるんですよ。鉄筋だとか、木造だとか、柱の種類だとか、かなり細かいところを見て固定資産税を課税している。そういう意味で、家の中を見ることにある程度習熟している職員がいるのですが、23区の場合にはそれがいらっしゃらないということですね。その被害判定の訓練というのはどういうふうにしてらっしゃるのか、ちょっと教えてください。

○防災課長 被害判定の訓練というのは、文京区の職員は、そんな習熟は余りしてない状況なんですけど、熊本地震のときだとかそういったところで、応援として職員を派遣していますので、そういった経験と知識がある職員が何名かおられます。また、文京区が被害を受けた場合には、ほかの自治体から経験のある方の応援をお願いするような形で、そういったノウハウを学びながら一緒に進めていくというふうな形になろうかと思えます。

○後藤委員 そうですね。円滑に証明書を発行するためにはそういう工夫だとか、事前の研修、訓練だとかは必要だと思います。そこで、このユーザーが区の職員を想定しておられるんですが、例えば13ページのところに、東京都のほうからボランティアが派遣されると書いてあるんですね。13ページの中ほど、震災後の行動のあのところに、区市町村には都市整備局の防災ボランティア制度に基づく判定員を招集してということが書いてあるんですけども、こういう他の自治体の人かボランティアの人がこのシステムを利用することは想定していらっしゃいますか。

○防災課長 ボランティアの方がシステムを触るということは、今のところ想定はしていません。あくまで自治体の職員、応援に来ていただいた自治体の職員ということになろうかと思

います。

○後藤委員 すみません、細かい質問で。以上でございます。

○内山会長 ほかにご質問等はございますでしょうか。

確認なんですけれども、きょうの諮問というのは、条例の第8条の第2項の……。

○防災課長 第2項の第6号の部分に基づくものです。

○内山会長 第2項の第6号と第8条の第3項の、本人以外のものから収集したものを本人に通知しなければならない。しかし、当審議会の意見を聴いて省略することができるという第3項、両方に係るということですよ。その当否を当申議会として意見を申し上げるということになります。

それでは、一応ご説明をいただいたということにいたします。

○総務課長 それでは、恐れ入りますが、所管課の防災課の職員はこれで退席させていただきます。

(防災課職員 退室)

○内山会長 それでは、諮問についてのご意見を伺いますが、先ほど私の発言はちょっと訂正をさせていただきます。本人以外から収集したものについて、本人に通知しなければいけないときには、審議会の意見を聞かなければいけないということですが、このことについては、当審議会であらかじめ省略基準というものを定めてございまして、それに該当するということでございますから、改めて第8条第3項の意見は諮問はされていないということでございます。詳細については、資料の3ページの3（1）というところに記載されてございます。失礼いたしました。

それでは、ご意見を伺います。お願いします。

○吉川委員 正に今のところなんです、省略は省略で構わないんですけれども、さっき意見を言われていたように、区のほうでやっぱりできるならしたほうがいい。別建てじゃないにしろ、こういった形でやりましたというような情報を出すことは前向きに検討したほうがいいかなというふうに思いました。

○内山会長 ほかにございますでしょうか。

事務局から何かお考えはございますか。

○総務課長 今ご意見いただきました、いわゆる広報等により、事業そのものの周知を含めてこういった利用させていただくということは可能だと思いますので、所管課のほうとも調整して、そういう方向でやればなというふうに思っております。

○内山会長 行政の仕事がどのようにされているかということについての説明ということですから、それを拒むということは全くないでしょうから、適切な方向によって周知はされるということとして理解していただきましょう。

これは元々、後藤委員がおっしゃっているように、特別区だからこういうことがあるだけのことで、普通市町村事務のことですので、文京区の職員が大体市町村事務の情報について接触することが不適切だというふうなことはとても思えませんので、問題はなかろうかと思いますが、ただ、事業を実施する上で、必要なことがあればご意見として申し上げていただければよろしいのかと思います。

○総務課長 それでは、事務局のほうで一応答申書のほうを、この諮問に基づく答申は妥当であるという方向で案文を作っておりますので、今お配りいたします。

○総務課情報公開・法務担当主査 ただいまの付言のところがちょっと入っていないんですけども、それをこれに加味するような形ですね。

○内山会長 たたき台という形で見せていただきましょうか。

○総務課長 それでは、審議会の結論のそこから読み上げさせていただきます。

2 審議会の結論。本件諮問に係る個人情報の本人以外収集について、実施することは妥当なものと認める。

3 理由。平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、区市町村に対し、罹災証明書書の遅滞なき発行の義務付け及び被災者台帳の作成が規定された。

具体的には、実施機関は、災害発生時、家屋の被害調査を実施し、調査結果を固定資産台帳による家屋情報及び住民基本台帳による住民情報と突合しデータ化することで、罹災証明書を発行するとともに、罹災証明書の発行情報に基づき、被災者台帳を作成し、長期にわたり、継続的な被災者支援を行うものとされている。

しかしながら、実施機関の説明によると、調査結果を家屋情報等と突合しデータ化するためには、まず、住民情報及び家屋情報のデータを突合しなければならず、従来から、この突合にかなりの時間を要していたところ、平時より、これらの紐づけを行うことができれば、被害を受けた家屋の所有者又は住人の特定を即座に行うことが可能となり、罹災証明書の発行に掛かる時間が大幅に短縮することができるとのことである。

この説明を踏まえると、平時からこれらの体制を整備しておくことは、迅速な被災者支援を実現するために、重要であると考えます。

以上のことから、被災者生活再建支援システムを導入するに当たり、個人情報を本人以外の

ものから収集することは、罹災証明書の早期発行や被災者に対する公的支援の迅速かつ効果的な実施に資すると考えられるため、妥当なもの認められる。以上でございます。

○内山会長 それで、ただいまのご意見を付け加えるとすれば、なお書きで、このことについて区民に周知徹底を図りたいというふうな文言が入るということになるかと思えます。

正確な文案は、今ここでは、ご覧のとおり用意はされておりましたが、そのような趣旨で答申をするということについてご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「結構でございます」と呼ぶ者あり)

○内山会長 それでは、なお書きの文章につきましては、恐れ入りますが、会長の私に一任をさせていただいて、そのような趣旨で付け加えさせていただいたものを答申とさせていただくということにさせていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○内山会長 ありがとうございます。それでは、そのように決させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、諮問第2号についてのご審議に移ります。

○総務課長 それでは、諮問第2号について、説明のため、所管課職員が同席いたしますのでご紹介させていただきます。内藤保健サービスセンター所長でございます。

○保健サービスセンター所長 よろしく申し上げます。

○総務課長 同じく保健サービスセンターの三樹係長でございます。

○保健サービスセンター係長 三樹です。よろしく願いいたします。

○総務課長 同じく菊池主事でございます。

○保健サービスセンター主事 菊池です。よろしく申し上げます。

○総務課長 次に、榎戸健康推進課長でございます。

○健康推進課長 よろしく申し上げます。

○総務課長 同じく健康推進課の加藤主任でございます。

○健康推進課主任 よろしく申し上げます。

○総務課長 それでは、諮問案件についてご説明いたします。

平成30年度諮問第2号、母子保健システム導入に伴う収集禁止とされている個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用についてでございます。

諮問書を読み上げさせていただきます。諮問事項は今示したとおりです。2の諮問の趣旨。恐れ入りますが、ここで訂正がございます。3行目の宗教、人種、犯罪歴といったというところ

ろの「人種」ですが、これを「国籍」に直していただきたいと思います。また、資料の中にも同じような記載がありますので、そこも訂正をお願いいたします。

保健サービスセンターでは、対象となる妊産婦、未就学の乳幼児及びその家族に関する様々な情報を取り扱っているが、その中で、相談事業等を通じて、思想、**信情**、宗教、国籍、犯罪歴といった個人情報保護条例第7条本文に規定する個人情報を収集している。母子保健システムを導入するに当たっては、収集禁止事項もシステムに記録することになるため、個人情報保護条例第15条の3第2号の規定に基づき、貴審議会のご意見をお伺いする。

あわせて、母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものであるとされ、厚生労働省から、母子保健分野における児童虐待の発生予防や早期発見のための取組として、予防接種を受けていない家庭に対する受診勧奨を行い、子供や家庭の状況の把握に努めることが示された。

予防接種の受診状況については、原則として、健診時等に母子手帳の提示をもって確認を行うが、健診拒否等により受診状況が確認できない場合、予防接種管理システムの情報を活用する必要がある。これは、個人情報保護条例第14条第1項に規定する個人情報の目的外利用に該当するため、同条第2項第4号の規定に基づき、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用することについて、貴審議会のご意見をお伺いする。以上が諮問文になります。

詳細については、所管課からご説明申し上げます。

○保健サービスセンター所長 それでは、改めまして、保健サービスセンターの内藤と申します。よろしく願いいたします。私から、母子保健システム導入に係る個人情報の取扱いということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番の経緯のところの部分からご説明をさせていただきます。

○総務課長 資料第2号のところです。

○保健サービスセンター所長 資料第2号です、申し訳ございません。こちらに記載がございますとおり、母子保健事業でございますけれども、こちらは母子保健法、そして児童福祉法、子ども・子育て支援法など、**様々**な根拠法令に基づいて実施しているものでございます。私ども保健サービスセンターでは、妊産婦や子供の健康増進、そして疾病の早期発見、養育の支援、児童虐待の発生予防などを目的として、その実施する方法としまして、乳幼児健診、母親学級や両親学級、育児学級等の教室や講演会というのと、地区担当保健師による電話、面接などの訪問指導といった方法を**組み合わせ**まして実施しているところでございます。

私どもの組織**ですが**、こちらのシビックセンター内に保健サービスセンターの本所の部分が

ございます。そして、あと、本郷支所というのがありまして、そちらのほうの2か所で実施しているところがございます。ただ、こう申しましても、事業全体の部分というのがなかなか見えにくいかなというふうに思いますので、概況の部分だけご説明をしたいと思います。

まず、この母子保健なんですけれども、妊娠、そして出産、育児に係る切れ目のない支援を実施していくという、いわゆる文京版ネウボラ事業というのを実施しているところであり、それに沿って実施しているんですが、まずスタートとしましては、各医療機関でお母さんが妊娠を確認されて、そして、最初の区へのアプローチとしまして、妊娠届というのを区のほうに提出いただくことになります。そして、この妊娠届をいただいたときに、妊婦全数面接というのを実施しております。この妊婦全数面接は、こちらの保健サービスセンターの保健師によって行われるところがございます。そして、この妊婦全数面接を行った段階において、例えば妊娠した段階について、余りご自身として望んでいる内容のものではなかったであるとか、そういったマイナスの因子みたいなものがあった場合につきまして、あと、よくあるのは育児手技が分からない、どういうふうに育児していけばいいのか分からない、そういった部分の知識を与えなければならないというような部分も含めまして、まず、妊娠期間中としまして母親学級や両親学級などを行っております。また、電話相談ということで、ネウボラ相談ということで連絡をいただいて、保健師や助産師がそれに対応していくというような事業を行っております。

そして、こういった妊娠中に各事業を行っている中で、さらに保健師が文京区内に地区担当を持っておりまして、その地区担当保健師に連絡いただけるよう名前をお教えして、連絡先もお教えして、いつでも連絡をいただけるような体制をとっております。

そういった支援をしていく中で、いよいよ出産を迎えます。そして、一番最初に健診を行いますのは、乳幼児健診が集団健診としては3回あるんですけれども、まず最初は4か月児健診、次に1歳6か月、そのあとは3歳というような三つの集団健診がございます。ただ、その4か月に入る前に、昨今では産後鬱の問題であるとか、そういったような状況がございます。ですので、事前に、妊娠された段階で情報をこちらでも発信はしているんですが、例えば出産後、やはり肥立ちが悪い、肥立ちといいますか、体調がなかなか回復しないと、そういう場合、さらに、その中でも、ご主人等がお子さんを見ることができないなどがあった場合につきましては、宿泊型ショートステイ事業などをご利用いただくであるとか。あと、見ることはできるんだけど、どうしても育児がうまくいかないというようなことがあった場合は、赤ちゃんとママのホッとサロンというのを集団として実施しまして、ケアをしていくとか。各種いろんな事業というのを実施して、お母さんと赤ちゃんの支援というのを行っているところがございます。

す。

そういった出産後の支援というのはあるんですが、では今回、母子保健システムというのはいく一体そのどこに絡んでくるんだという部分なんですけれども、実際今まで、現状なんですけれども、出産されますと、そのお子さんについて地区担当保健師のほうで、まずこういう母子健康管理票というこのカルテというのを作成いたします。この中には、出生時の体重であるとか健診時のデータなどを記載してまいります。基本的には、この母子健康管理票、今この時点なんです、紙媒体で行っているこれについて電子化をしたいというのが母子保健システム導入の目標ということでございます。この母子健康管理票は、出産後作成されるものでございまして、ネウボラ事業は、先ほど申し上げましたとおり、妊娠時から切れ目のない支援というふうに言っているんですけれども、1枚の紙としてデータとして記録していくのは出産後ということですので、今後、電子化によって、妊娠届を出された後から記録をしてまいりたいというふうに考えているものでございます。

そういったところではあるんですが、さらに、こちらの事業を実施していくに当たりまして、私どもの組織体制なんですけれども、先ほど本郷支所とこちらの本所の2か所で実施しているところではあるんですが、地区担当の保健師等が確かにメインになってはいくんですけれども、実際、乳幼児健診を実施するに当たりましては、そこには必ず栄養士であるとか、歯科衛生士も入って、お母さんの相談に当たっております。また、講演会であるとか、例えば母親学級などを実施する場合においては、その受付等、何人までと定員とかもございまして、そういった部分の管理、そしてお金等の執行を合わせまして、こちらは一般事務職員がセットになってこの事業を実施しているという状況がございまして、なので、こちらの母子健康管理票なんです、これを作成以後、歯に関することであれば歯科衛生士がこちらのほうに関わりますし、また、栄養のほうで相談があれば栄養のこともこちらに記載が残るということで、こちら1枚がかなり重要な内容ということになってまいります。そういった状況も含めまして、今後の内容についてご覧いただければというふうに思うんです。

現在においては、紙台帳を作成して保管しているところなんですけれども、それについての課題なんです、各種健診や事業を行う際に一々、こちら紙媒体ですので、これが鍵の付いているロッカーに入っているんですけれども、健診ごとにその対象となるお子さん分を全部引き抜かなければならないという部分で、かなりの時間数が必要になってきているという状況がございまして、また、健診の準備であるとかそういうことによって一旦ロッカーから出されますと、その健診のために集められますので、その間ロッカーにはございませぬので、ほかの職員がそ

のお子さんについて見たいといった場合に、あれ、このロッカーにないよということにもなりますので、リアルタイムな情報といいますか、そういったものの連携というのがなかなかしにくいという状況がございます。

また、本郷支所とこちらの本所にカルテが分かれていますので、例えば本郷支所管内のお母さんが、やむを得ず本郷での健診の日程に間に合わないときに、しょうがないので、こちらの本所で受けたいといった場合、この紙カルテ自体を、連絡を受けて交換便等、あるいは人員等によって持ってこないと受けることもできないという部分での、なかなかリアルタイムの対応というのができない状況があったということが、今までございました。

こちらが、経緯の大まかなご説明でございます。

そして、2番目の、その次のシステムの概要でございますが、まず、(1)、こちらの内容としては、紙で管理しているものをデータベース化するというのが、先ほどのお話のとおりでございます。

そして、(2) 予防接種管理システムや住民基本台帳システムと連携いたしまして、妊娠届出時の情報から出産、予防接種等の記録を網羅するシステムといたしたいというふうに考えております。

そして、(3) としましては、これを、タブレット端末というのを導入いたしまして、リアルタイムで情報入力を可能としたいというものです。つまり、4か月児健診であるとか、健診の場所にタブレットとして置いてありまして、そのまま保健師がダイレクトに入力をしていくというようなものでございます。そうしたデータの蓄積を行った上で、そのデータのサーバーの部分なんですけれども、こちらは情報政策課管理のマシン室内に仮想サーバーを置きまして使用させていただくというものでございます。

続いて、3番目の、システムに記録される個人情報の数というものでございますが、約1万6,000というふうにしてございます。内容ですけれども、まず未就学児で1万4,000と書いてありますが、現在文京区における出生数ですけれども、1年間当たり約2,000人出生してございます。これを7歳児までというふうに仮定いたしまして、2,000人掛ける7で1万4,000人、そして、さらに出産前のお母さんの部分というのも対象になってまいりますので、妊娠届出者で2,000人ということで、合計1万6,000人というふうに推定してございます。

続きまして、次ページをご覧ください。(2) 母子保健事業として取り扱う情報ということで、こちらのほうに一覧を記載させていただいております。先ほど訂正ございました、上から

4行目に人種とございますが、私どものほうで利用する場合について、やはり国籍というふうになります。文京区は、やはり海外から留学で来られる方とか、あるいは就労される方もいらっしゃるかもしれませんが、海外の方もいらっしゃいますので、そういった国籍という面も書く場合がございます。そして、こちらの相談記録のうち、これは必要に応じてということになるんですが、思想、信条、宗教、そして国籍、犯罪歴というのは、こちらは必要に応じて、私どもと保健師との相談であるとかそういった話の中で得たものについて記載していく。必ずこれを全部聞かなければならないというわけではございません。

こちら自体の中で、その収集禁止事項なんでございますけれども、こちらはやはり、今お話ししたとおり、母子保健業務の目的を達成するため、相談等の中でこれを収集して、多角的・総合的に判断して対応するためのものというものでございます。現状までの母子保健事業の中でこの取扱いなんですけれども、こちらに書いてございますが、条例第7条に関する例外基準表の整理番号5に該当するというふうに考えておまして、今までもこの内容で収集させていただいていたというものでございます。

続いて、4番目、セキュリティの対策でございます。システムとして導入された場合、まず、タブレット端末本体には蓄積いたしませんで、情報はサーバー蓄積・管理を行うものでございます。

そして、続いて、乳幼児全戸訪問等で、こちらは、出産しますと、こんにちは赤ちゃん訪問といまして、基本的には全赤ちゃんに訪問に伺うものでございます。そういったときに、こちらの保健師若しくは助産師が庁外へデータを持ち出す場合につきましては、必要な情報のみタブレット内にダウンロードして、帰庁時にはタブレット内の情報をサーバーに吸い上げるということを予定してございます。

そして、(3)番目として、タブレット端末内の内蔵ディスクというのは暗号化処理をしまして、第三者が読み取ることはできないようにいたします。

そして、(4)番目、タブレット端末を開く場合なんですけれども、生体認証、そして暗証番号の二要素によってセキュリティ対策を行ってまいります。つまり、今、外に出る場合は、これをそのまま持ち出しますので、もし万が一のことがあった場合、もうそのまま情報が漏えいしてしまいますが、機械によって行う場合につきましては、その二要素認証であるとかそういったことがなければ、なかなか開くことができないということになっております。そして、その後、アクセス制限であるとか、鍵付きの保管庫に保管するというようなことの対策をしてまいります。

そして、5番目、こちら個人情報の取扱いについてでございます。母子保健の電子カルテ化に当たりまして、個人情報の保護に関する条例第15条の3に基づき、諮問を実施しております。先ほど紙管理において実施している内容について、こういう課題がございますというところで、こちらの（ア）から（オ）までに大体書いてございます。このほか、事務的には（カ）にございますけれども、これを国や都に提出する統計に非常に時間が掛かっているという課題が今までございました。このような状況につきまして、これをシステム化を行うことによって解決を図るというところでございますが、まず、今までは紙によって行っていたこのものにつきまして、今度は電子化することによって、今後もこういった情報を使用してよろしいかどうか、今運営審議会のご意見を伺いたいというふうに考えているものでございます。

そしてまた、もう1点といたしましては、目的外利用の部分です。昨今、児童虐待の部分というのがありまして、国のほうから母性及び乳幼児、幼児の増進を図ると、いろいろ書いてございますけれども、虐待防止の早期予防、早期発見のための取組として、乳幼児健診であるとか予防接種、あとは新生児訪問などで確認できる機会を捉えて対策に努めてくださいというのが国からの趣旨でございました。そして、そういったものがございますので、例えば予防接種なんですけれども、こちらは予防対策課のほうで今、システム導入が図られておりまして、そちらのほうの予防接種の情報につきましても、こちらの母子保健のほうで必要となった場合に情報を入手してよろしいかどうか、その部分につきましても、今審議会においてご意見伺いたいというふうに考えてございます。

そして、最後に、（2）のその他の部分でございますけれども、こちらにつきましては、住民情報の利用を今後してまいるというものでございます。そして、あと最後、イの部分でございますが、ほかからの情報収集というのも図ってまいるところではあるんですけども、基本的にはその親御さん、情報を持っているこの方にこういった情報を伺って、収集してよろしいか、また、例えば子供の発達のこと等があった場合に、そういう場合、教育センター等に連携して事業を実施していきます。そういったところに情報を提供してもよろしいですかと、ご本人に確認しながら実施していくという基本姿勢は変わらないで進めてまいりたいというところでございます。

非常に雑ばくな説明ではございましたが、以上でございます。

○内山会長 諮問についてのご説明が終わりました。ということですので、ただいまのご説明について、まずはご質疑をいただきたいと思います。

○総務課長 申し訳ございません、一つ訂正がございます。この黄色い個人情報保護制度の事

務要領の18ページをご覧ください。今ご説明があり、私のほうからも訂正しました収集禁止事項の第7条でございます。その本文に、実施機関は、思想、信条、宗教、人種、社会的差別の原因となる社会的身分及び犯罪に関する個人情報収集してはならないというくだりがあります。ただ今、人種のところを国籍に変えてくださいという説明をしましたが、国籍については収集禁止事項になっておりませんので、訂正としては人種のところを消してもらうという訂正になります。よろしくお願いいたします。

○内山会長 私からちょっとよろしいでしょうか。何か大変詳細な情報が収集されて、システムとすれば素晴らしいもののように思うんですけども、まずはこういう情報とといいますか、仕事は、文京区のほかでも期待ができるのかどうかということが一つと、もう一つは、システムに記録される個人情報の数字が1万6,000人程度ということが書いてありますが、これはだんだん蓄積されていくのかどうか。要するに母子手帳なんか無くしちゃった人は、文京区に行けば、文京区でこの情報を見られれば、母子手帳以上のことが書いてあるから、こだわることないかなと思ったりすることもあるんで、これは、ただ、ずっと保存してあるものかどうかというふうなことが、ほかのことで影響があるかと思いますので、まずは保存の年限というんですか、そんなことも伺えればと思います。

○保健サービスセンター所長 まず、保存年限でございますけれども、私どもの公文書、文書基準と同じように、今のところは大体5年保存程度というのを考えてございます。

○内山会長 そうすると、母子手帳はやっぱし捨てちゃいけないということですね。

○保健サービスセンター所長 そうですね。

○内山会長 分かりました。

○保健サービスセンター所長 母子手帳自体はやはり基本的な情報になりますので、あれ自体は大切に保管いただければというふうに思います。

○内山会長 そうなんですか、分かりました。

もう一つ。

○保健サービスセンター所長 それとあと、他における期待とといいますか、それは外に向けた連携という意味でございますでしょうか。

○内山会長 いや、ほかの自治体も、例えば隣の豊島区だとか北区でもやっているのかということですね。

○保健サービスセンター所長 23区の中では、正直申し上げて、後ろから数えてもう3番目とか、実はほかの自治体ではもう既に導入が進んでいる内容のものでございます。なので、ある

意味でいいますと、後発であったがゆえに、できる内容につままして、業者側のほうもシステム化しまして、一定のパッケージの状態になったものを我々も導入することができるという便利性というのがございました。

○内山会長 わかりました。ありがとうございます。

ご質問はよろしいでしょうか。

○後藤委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○内山会長 はい。

○後藤委員 後藤と申します。何点かご質問させていただきます。この辺りの取組というのは、なかなか難しいといたしますか、一方で、世間を騒がすような虐待の事例があったり、あるいは転居に伴う情報の引継ぎが妥当かどうかというようなことの責任が問われるような、そんな時代になってきているのかなというふうなことも感じております。皆さんのお仕事は、非常に重要で、かつ難しいお仕事だというふうに認識をしております。ご尽力をいただいていることは感謝したいと思います。

その上でなのですが、何点かちょっとお伺いします。33ページ、資料2の2ページ目、取り扱う情報のところで質問です。(2)の取り扱う情報の相談記録のところ、思想、信条、宗教、人種は外すとして、犯罪歴というふうに書いてあるんですけども、これだけ見ると、相談記録にこれだけ入るのかなというふうにちょっと見えちゃうんですが、もちろんそれ以外の相談の内容が入ってくるという理解でよろしいんですか。それは、例えば実際に育児の状況が適切なのかどうかとか、例えばお母さんがどういうことに悩んでいるのかとか、そういうのが入ってくるんですね。

○保健サービスセンター所長 こちらの母子健康管理票なんですけど、確かに数値的なデータあるとか、そういったものが非常に多いんですが、実は多くの部分が自由記載欄といたしますか、罫紙になっている部分がございます。

○後藤委員 そうですね。

○保健サービスセンター所長 いくつか相談に伺った、不在だった、メモを置いたという、そういったものからもメモの記載になっております。なので、お会いをして相談した、お母さんが不安になっていた。じゃあ、何でこういう不安だったんだろうというような記述自体もこちらのほうに入りますし、また、内容によっては確かに複雑といたしますか、昨今の虐待めいたもの、あるいは家庭内でのDVのようなものがあったというようなものも記載がやはりございます。なので、かなり内容としては一定広範囲な内容なものになってくるかなというふうに思

います。

○後藤委員 正に今ご説明いただいたとおり、この辺りの部分が非常に機微な情報になってくるので、取扱いについては十分な注意が必要だと思います。今回ご諮問をいただいているところの、本来個人情報の保護に関する条例で記録をしない、保有をしないという情報も、業務上必要であるからということでのご諮問が1点ある。じゃあ、このところについては、先ほどのご説明で大変必要であるということはよく分かりますので、特に取扱いについては逆に十分に気を付けていただくということが多分大事なんだと思います。

その関係で、実は今度の4番のセキュリティ対策のところですね。ここも、タブレットに情報を入れて、実際に現地に行って相談をする。そのときにタブレットで確認をするということですね。念のための確認なんですけど、このタブレットの端末は、庁外に出たときには文京区のネットワークにはつながらないということによろしいんですか。

○保健サービスセンター所長 そうです。

○後藤委員 あくまでもスタンダードアロンで。

○保健サービスセンター所長 端末に情報を入れているだけで、それを持っていくという形になります。

○後藤委員 そこにも幾つかタブレット端末等の扱いについては規定をさせていただいておりますが、タブレットを持って帰ったときに、タブレットの中の情報というのは一旦消すものでしょうか。あるいは、次回持ち出すまで残ったままなのでしょうか。

○保健サービスセンター所長 全部これはもう吸い取ってしまいますので、もう消してしまう形になります。

○後藤委員 持って帰ったら消してしまう。

○保健サービスセンター所長 そうです。中身はもう空の状態です。

○後藤委員 空の状態で保管をしておく。

○保健サービスセンター所長 はい、そうです。

○後藤委員 分かりました。

もう1点、持ち出す際の取扱いについての注意事項というようなものは、何か例えば基準とか規定的なものはお作りでしょうか、あるいは、作るお考えはおありでしょうか。

○保健サービスセンター所長 今現在ではまだ作成はしてございませんけれども、特に今回タブレットというものの導入というのは、区でも初めてになりますので、一定他自治体であるとかそういったものを見まして、最低限まず必要なものというのは私どものほうでも完備したい

というふうに考えております。

○後藤委員 そうですね。タブレットを持って外に出られる職員の方は例えば寄り道をしないとか、そういうようなことは、何かちょっと基準なり規定なりを作られることをお願いしたいなというふうに思いました。

それから、これはちょっと諮問事項に関わることなんですが、諮問文の最後のところで予防接種の受診状況について、適切な母子保健の指導を行う上で予防接種の状況を使うのが必要なんだけど、これは目的外の利用になるからという、そういう諮問内容だと思うんです。内容を拝見すると、予防接種を受けてない方に対して、予防接種をちゃんとやりませんかというこの働き掛けをする、それをきっかけにまた別の相談が出てくるかなと思います。

○保健サービスセンター所長 そうです。

○後藤委員 そういうことですね。あくまでも受けてない方に対して予防接種をしませんかという勧奨をするのであれば、私は予防接種の業務の中の範囲内だというふうに思うのですが、ですから、あえてここまで厳密に目的外利用というふうに考えなくてもよろしいのではないかなというふうにちょっと思いました。その辺についてのご所見をちょっとお伺いしたいと思います。

○保健サービスセンター所長 一応私どもの導入する母子保健システムというものと、あと別個に、やはり元々予防接種自体につきましては、同じ保健衛生部内ではあるものの、予防対策課のほうで管理しているものというところがありますので、確かにほかの課の部分の情報というのを我々のほうでも一定利用させていただくという部分からしますと、丁寧にご審議にお諮りしたほうがよろしいかなという部分でございます。

○後藤委員 ありがとうございます。

それで、もう1個だけ質問させてください。特にこの辺りの情報を、例えば虐待の案件があったりしたときに、この内容が例えば警察に伝わったりとか、東京都の児童相談所に提供したりということはあるんでしょうか。

○保健サービスセンター所長 現在でも実質上ある場合もあるんですけども、こういった場合、子どもから直接的に、警察であるとか、あるいは裁判所であるとかという事例は非常に少なく、まず要対協、要保護児童対策地域協議会というのがございまして、そちらのほうの案件となりますので、そちらのほうを介して、子どもから要対協のほうに一定情報というのは提供した上で、必要な内容について対応していくというのがほとんどになります。ただ、裁判等になった場合で、何らかの依頼状であるとか、そういったものがあつたときにつきましては、

私ども単独ではなく、当然、総務課の担当であるとかそういった部署と、こういった部分まで必要なかというのをちゃんと判断いたしまして、その上で対応するというを考えてございます。

○後藤委員 分かりました。その何とか協議会……。

○保健サービスセンター所長 要対協です。

○後藤委員 というのは、これは法定で設置されているものですね。

○保健サービスセンター所長 そうです。

○後藤委員 そこに対して、事務局は情報を提供することが決まっている。

○保健サービスセンター所長 私どものほうから直接というわけではないんですが、こちらは子ども家庭支援センターであるとか、そちらのほうが所管という形になるんですけれども、基本的にはやはり子供の保護に関することになりますので、一定程度その情報共有というのは必要になろうかなと思います。

○後藤委員 なるほど。つまり、ここのシステムの中に入る情報が外部に提供される場合があるということですね。

○保健サービスセンター所長 そうですね、一定の制限の上で可能性はあると思います。

○後藤委員 それも法定でということであれば、それは必要だというふうに、私も思います。内容によっては、そういう形で機関の連携をしなければいけないということも十分理解をするところなんです、一方で、何回も申し上げますが、機微な情報を扱うがゆえに、提供した情報がその先でどういうふうに使われるのかということについては十分注意をして、原則として必要がなくなれば必ず消去をしていただくとか、区の了解を得ないで、また更に他のところに提供することは駄目だということの約束をちゃんと守ってもらうとか、そういうことについては文書での確認というのを必ずお願いをしたいなというふうに思います。

その辺りのご所見をもうちょっと伺ってよろしいですか。

○保健サービスセンター所長 そうですね。先方に対するまず回答であるとか、そういったものについては、基本的にはまず書面による依頼、そして回答という形になりますので、一定程度そういったものについてのやり取りというのはあるかと思います。

○後藤委員 ありがとうございます。以上でございます。

○内山会長 今までは紙媒体でこのシステムが運用されていたということですが、その紙媒体で運用されている間に、何か紛失ですとか流出ですとか、そういうような事故があったのでしょうか。

○保健サービスセンター所長 紛失、流出事故というのではないんですけれども、ただ、ある意味で小さなことですが、歯科衛生士がちょうどそれを見ているときに、地区担当の保健師がそれを見たいんだけど、ちょうど作業中であつたがゆえに、ない、ない、ないというのは、よく現場レベルでは、半分笑い話のようなものなんですけれども、そういうのはありました。

○内山会長 それは全く、事務上は問題でしょうけれども、情報管理上は問題ではないので。

○保健サービスセンター所長 そうですね、課内で。

○内山会長 情報管理上、何か事故だとかいうことはなかったんですね。

○保健サービスセンター所長 そうですね、はい。

○内山会長 紙媒体からこのタブレットの端末のような処理になると、更に情報の管理は、セキュリティの程度は上がるというように伺ってよろしいでしょうか。

○保健サービスセンター所長 そのとおりでございます。

○内山会長 どうぞ、堀委員。

○堀委員 堀です。一つちょっとお聞きしたいのは、33ページですね。セキュリティ対策の2番目のところで、このシステム自体がアクセスする人の範囲というのがものすごく多いというふうに想像できるんですけれども、そのためにシステムの管理とかセキュリティの管理ってものすごく重要になるというふうに認識しております。例えば、栄養士さんがお子さんのところへ行ったらと仮定しますと、持ち出すときの情報というのがどういう制限を掛けられるのか。栄養士さんが行ってきて、ひょっとしたら健康情報あるいはここに書いてあるほかのことも聞いてくることもあると思いますし、その場合はそれを端末に入れられないのかとか、あるいは帰ったときに、それをどういう権限で処理していくのかとか、その辺のところの考え方というのは一つのスキームとしてあるんですか。

○保健サービスセンター所長 基本的にはやはり、こちらの中には確かに保健師、歯科衛生士、そして栄養士がそれぞれの必要なデータというのがそれぞれの中に入っている状況なんですけれども、これをシステム化することによって、基本的には栄養士なら栄養士の範囲内、歯科衛生士なら歯科衛生士の範囲内のデータとしての切り分け、全部は開けないというような内容にするという予定でございます。ただ、もし、例えば相談をしていく中で、栄養士が専門外のことを聞かれてしまったというような場合につきましては、一定お話としては一遍受けて、ちゃんとそれを庁舎内であるとか地区担当保健師のほうに行きまして、口頭による連絡であるとかメモによる連絡であるとかということによって引き継いで、今度はその専門職からアプローチしていくという形で考えてございます。

○堀委員 イメージ的にはよく分かるんですけど、例えば栄養士さんの業務範囲って、そういうふうに項目で仕切れるものなんでしょうか。

○健康推進課長 システムの構築を行っていく中で、まず事業の洗い出しをして、各事業についてどの項目が必要かというのを確認していますので、導入する立場の中で一定議論があります。実際に現場レベルで何かあったときは、必要以外の項目については見られない状況の中でやり取りは進めていただくしかないかなと思っています。本当にその先、問題がありましたら、また、システム等の改修等もうまくして、事業に支障が出ない形で丁寧にやっていくよう、今積み上げて作っているところです。

○堀委員 そのこのところをちょっと厳格にやっていただきながら、逆にルーズになるとほかから漏れてしまうような、流れ出してしまう可能性があるのでは注意いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○内山会長 その点も、今までの紙媒体ですと、それがみんな書いてあるわけですね。

○保健サービスセンター所長 書いてあります。

○内山会長 ですから、今度はそのセキュリティの程度は上がるということになりますよね。

○保健サービスセンター所長 そうです。

○内山会長 どうぞ。

○小山委員 すみません、情報の取扱いという趣旨とはちょっとずれてしまうんですけども、文京区のイメージとして、最終的な目的は虐待を防ぐということで、予防接種を受けに来ないとか、虐待のおそれがあるようなというのだと、何となく実際の生活の中から区のイメージとして、そんなにあるのかなという感じもするんです。それは今、何か感覚として増えているとか、やっぱり文京区でもある一定数そういう数はあるんですか。

○保健サービスセンター所長 確かに数自体はやはり少ないです。

○小山委員 少ないですね。

○保健サービスセンター所長 元々乳幼児健診とか予防接種というのは必ず行かなければというお母さんがもうほとんどでございますので、非常に少ないんですが、ただ、やはり一定程度はいらっしゃる。中には、来ないというのはやはり虐待しているのではないかと、ネグレクトであるとかというような可能性というのも十分ありますので、どうしてもアプローチする対象にはなっております。

○小山委員 ありがとうございます。

○内山会長 それでは、担当部局からのご説明はいただいたということにしまして、この後、

各委員のご意見を伺うということにいたします。

○総務課長 それでは、所管の職員はこれで退席させていただきます。

(保健サービスセンター職員 退室)

○内山会長 それでは、諮問についての答申について、どのようなものにすべきかご意見を伺いたいと思います。

ございませんでしたらば、これもあらかじめ事務局のほうで用意されている答申案をまずお読みいただいて、それに訂正、付加することがあれば、それをご意見として伺うということにいたします。

○総務課長 それでは、読み上げさせていただきます。

2の審議会の結論から読ませていただきます。2 審議会の結論。本件諮問に係る個人情報の電子計算組織への記録及び個人情報の目的外利用について、実施することは妥当なものと認める。

3 理由。実施機関は、様々な母子保健事業を通じて、妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、それぞれの情報を共有することにより、妊産婦や乳幼児等に対して、健康の保持及び増進に関する施策を講じているところである。そのうち、相談事業では、思想、信条、宗教、人種は取ることにはせず、犯罪歴の情報といった文京区個人情報の保護に関する条例第7条に規定する個人情報を収集し、これらの情報を多角的・総合的に判断し、支援につなげているということである。こうした業務をシステム化することにより、迅速な区民対応や妊娠時からの切れ目のない支援の提供が可能となることを踏まえると、収集禁止事項を母子保健システムに記録することは、合理性があり、妥当なものと認められる。

次に、近年、重篤な児童虐待事件が後を絶たず、依然として深刻な社会問題となっている中、母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものであり、予防接種の受診状況が確認できない際に予防接種管理システムの情報を目的外利用することは、児童虐待の発生予防、早期発見のため、合理性があり、妥当なものと認められる。以上でございます。

○内山会長 この二重線である部分は削除するということですか。

○総務課長 はい、ここは削除させていただきます、申し訳ございません。

○内山会長 ということがたたき台としてご提示されましたので、まずはこの部分に何か問題があるか、ないしは付け加えたほうがいいのかという部分があれば、それも含めてご意見を伺えればと思います。

お願いします。

○後藤委員 2点ちょっと補強していただければというご提案でございます。

理由のところの中ほど、収集禁止事項、括弧とじを、収集しというふうに書いてあるんですが、これは必ずしも収集するという、全件でこういうものを収集するということではありませんので、収集する場合がありますという言い方に改めていただいてもいいのではないかと思います。いかがでしょうか、というのが1点でございます。

もう1点は、やはり皆様の議論のご意見の中であったように、非常に機微な情報を取り扱うことから、特に情報の利用、取扱いについては格段の注意を持って行っていただきたいという趣旨のことをどこかで付け加えていただくと有り難いかなというふうに、私は思います。以上でございます。

○内山会長 いかがでしょうか。

これは、確かに、実際に仕事をしてない一般の社会人、区民の方がこの文章を読んだときに、要するにこのような保健事業について、文京区が思想、信条、宗教、人種とかいう、国籍でも、犯罪歴の情報を収集して仕事をしているように見えてしまうんですけども、そうではなくて、相談する中でそのような情報が提供されることがある、それも記録にしておきましょうという意味なんですよ。何も警察ですとかなんとか行って、この人の犯罪歴どうですかということを知っているわけじゃないんですよ。というふうなことなので、ここの書き方は文京区が収集しているという、公的な機関がいろいろなことを情報収集しているように見えてしまう部分を少し弱めて、実態に即したような表現をしていただいたほうが区民の方も安心する。こんなことまで調べられるんじゃないよというふうな人も出てくる可能性がありますね。必要に応じて、相談者からそのような情報を提供されることがある場合には、それを記録するというふうなことが趣旨ですよ。

○総務課長 はい。

○内山会長 そういうようなことが、そのままなくていいんですけども、少しは表現できるような形にさせていただいて、これは、職権でいろいろなものを収集してしまっているというふうな形でないほうがいいかもしれません。

○総務課長 その辺は修正させていただきます。

○内山会長 あとはセキュリティの強化の部分ですけども、当然これほど機微にわたる情報もないわけですから、それは当然そうなのでしょう。ただ、現在の情報セキュリティよりは程度が増すというふうなこともあります。でも、どうでもいいやという形で書かないほうがいいとは思いますが、やはりその情報は丁寧に扱っていただきたいというふうなことが追って

書きの部分で付け加えていただきましょうか。よろしいでしょうか。

○総務課長 分かりました。

○後藤委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○内山会長 それでは、これについてもそのような成文が用意されているわけではございませんので、先ほどと同じようにご提案をさせていただきますが、会長の私に、事務局と相談してということですが、成案を用意させていただいて、それをもって答申にさせていただく。答申の趣旨は、ただいま整理させていただいたようなことが表現されている文章とさせていただく。そのようなことを了解していただいて、そのような趣旨で答申をするということとしてご了解いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○後藤委員 よろしく願いします。

○内山会長 ありがとうございます。それでは、そのようなこととして決定させていただきます。

ということで、本日諮問された2件についての審議はこれで終了ということにいたします。

それから次は、報告第1号、このことについて、事務局からご説明いただくということにいたします。

○総務課長 では、資料第3号をご覧いただきたいと思います。特定個人情報保護評価の取組状況についてのご報告でございます。

いわゆる番号法の規定によりまして、行政機関の長等は、個人番号をその内容に含む特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報の漏えい、その他の危険性や影響に関する評価、PIAを実施することが義務付けられております。この評価、PIAは、当該事務の対象となる人数、特定個人情報ファイルを取り扱う職員・委託先的人数等により評価の種類が異なります。基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価の順に評価内容が細くなるものでございます。

なお、本資料は、現在の文京区における評価の実施状況の一覧となっており、本区においては、項番1として基礎項目評価を18件、項番2として重点項目評価を2件実施しており、全項目評価に該当する事務はございません。また、次ページ、項番3は、個人情報保護評価が義務づけられていない、対象人数が1,000人未満の事務となります。

特定個人情報保護評価は、規則第14条に基づき、年に1回、公表済みの評価書の見直し及び対象人数の変更等に伴い、新たに評価を実施する事務がないか調査を行っており、今年度は対象人数及び取扱者数について重点的に見直しを行いました。

なお、見直しの結果、評価の種類が変更した事務及び新たに評価を実施する事務はございま

せんでした。

最後に、38ページ、「特定個人情報保護評価の再実施について」でございます。特定個人情報保護評価指針において、特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、評価を再実施するよう規定されております。このため、平成31年度中に、(3)に記載の18件の評価について評価を再実施いたします。

なお、重点項目評価である①住民基本台帳関係事務及び②個人住民税の賦課・徴収に関する事務については、運営審議会において点検を依頼する予定でございますので、よろしくお願いたします。

報告第1号につきましては、以上でございます。

○内山会長 報告いただきました。ご質問等があれば伺います。

○後藤委員 1点だけよろしいですか。

○内山会長 はい。

○後藤委員 この特定個人情報保護評価、いわゆるマイナンバーを含む個人情報の取り扱いについては、業務ごとにその件数によってきちんと事前に評価をするという制度ですね。

○総務課長 はい。

○後藤委員 実際には、一つの業務を持っておられる各課の方々もこの内容を理解をして、具体的な事務がそのとおりに行われているかどうかみたいなことを常に点検をしていただく、そこで課題があれば改善をしていただく、いわゆるPDCAを回していくことが必要だという、そういう考え方で作られている制度だというふうに認識をしております。そういう意味では、それぞれの担当部署のほうで、PIAの内容について、内部で例えば年に1度確認をしているとか、そういうことがあるのかどうかを教えてくださいというのが1点目でございます。

もう1点は、昨年の秋から、確かこのマイナンバー制度に基づいて、行政機関、自治体間で情報の連携というのがスタートしているはずですが。それに伴って、例えば児童手当を受けている人は、他の区から文京区へ来た場合に、それまでは前の区で所得の証明書をとって持っていなければ文京区が認定はできなかったんですが、そういう情報のやり取りができるようになるので、証明書をわざわざ持ってこなくても文京区で確認ができるので、支給決定ができるというような、そういうよう仕組みが動き始めています。そういう意味で、ここに出ている例えば個人住民税の関係の事務とか、そういうところの部分で何か見直しがあったのかどうか、見直しと申しますか、変更すべき内容があったのかどうか。先ほどご説明いただいたように、31年度でPIAの再実施を予定していただいているので、そこでもう一度さらうことはできる

と思うんですが、その情報連携のときに何か対応いただいたことがあったのかどうか、ちょっと教えていただきたいです。

○総務課長 まず、1点目の各所管のPIAの認識でございます。このPIAに限ったことではないんですけれども、いわゆるマイナンバーを保有している部署については、必ず年に1回監査という形で、私どもの情報公開・法務担当のところと情報を管理している情報政策課と協力しまして、全所属についてまず一定の項目調査をしております。その中にいわゆるPIAの認識というものも、これは5年に1回の実施になりますので、そういった形での認識を、口頭でその辺をする場合もあるかなというふうに思っております。それで、一定の書類を出してもらおうと同時に、毎年変わるんですが、実施調査といいまして、実際そこの場所に行って、私どもの職員と情報政策課の職員が行って、どういう保管状況か、そういったものをきちっと監査しておりますので、そういった中でこのPIAについてもきちっと認識を確認するという作業を行っております。

それから、情報連携が始まって、マイナンバーの何か変更があるかということなんですけれども、基本的には前もって、そういった情報連携が始まる前にいろいろ予想してきたことがあります。その辺で、詳細にわたっては確認しておりませんが、特に大きな変更があったというふうには聞いておりませんので、基本的には予想の範囲内でこの事務は進められているのかなというふうに考えているところです。

○後藤委員 ありがとうございます。

○内山会長 それでは、ご報告いただいた事項について、何か後ほどお知りになりたいということがあれば担当課で対応していただけたらと思いますので、本日のところは、このことにつきまして報告を承るということにさせていただきます。

続きまして、報告第2号について、事務局からご説明いただきます。

○総務課長 それでは、資料第4号をご覧くださいと思います。

初めに、今回のこの死者に関する情報の考え方及び運用の見直しについて、この見直しに当たっての経緯についてですが、きっかけは平成28年度の審査請求の案件でございます。

この事案の説明でございますが、遺族から故人の要介護認定の状況が分かる資料等について、自己情報開示請求がありました。実施機関である介護保険課では、遺族自身の個人情報には該当しないと判断し、非公開の決定を行いました。この決定に対して遺族から審査請求が提起されましたが、その際、文京区情報公開及び個人情報保護審査会は区の判断は妥当としつつも、「死者の個人情報について、開示請求ができる者の範囲や開示請求者の個人情報とみなすこと

ができる場合を、より明確な基準として設けることが望ましい」との付言がついたところでございます。

さらに、死者に関する情報の開示の考え方については、毎年各課からの問合せも一定数あり、近年、判断に苦慮することも増えております。そのため、死者に関する情報の取扱いについて、審議会の委員の皆様のご意見を伺いながら、区としての取扱いを整理していきたいという主旨から、今回報告させていただくものでございます。

なお、現在の本区における死者の情報の取扱いについては、項番2にあります「現状の死者の情報の取扱いについて」のとおりでございます。死者に関する情報については、個人情報に含めて取り扱うこととしており、相続した財産に関する情報、相続した損害賠償請求権に関する情報、死者との特別な関係により開示請求者の個人情報とみなせる情報については、遺族等自身の個人情報として取り扱い、開示請求の対象とみなしています。

次に、他区における死者の情報の取扱状況でございますが、項番3、「23区における死者の情報の取扱い」をご覧ください。大きく分けて、三つの類型がございます。

まず、開示請求できる者の範囲を限定している区でございます。例としては、千代田区の個人情報保護条例施行規則に載せておりますが、このように開示請求できる遺族を二親等以内の親族といった形で、開示請求できる者の範囲を限定している区が5区ございます。

次に、開示請求できる者の範囲と情報を限定している区でございます。新宿区の例のように、開示請求できる情報と、その情報を開示請求できる者がセットで定められているものでございます。文京区もこちらの類型に属します。文京区のほかに9区がこのような規定を設けております。

最後に、開示請求できる情報だけを限定している区です。8区がこちらの類型に該当します。

以上のように、23区の中でも、死者に関する情報の取扱いについては、対応が分かれているところでございます。

今後の進め方でございますが、まず、死者に関する情報に対してどういった開示請求がなされているか、その際に各課がどのような考え方を整理しているのか私どものほうで調査、ヒアリング等を行い、課題等を検証した上で、文京区としての基準を整理していく予定でございます。今後、このような中で、審議会の意見をまたお聞きする運びとなることと思っておりますので、その際はよろしくお願い申し上げます。

報告は、以上でございます。

○内山会長 これは、本日のところ、こういうことをするという報告ということで、その後ま

たご報告があるということですね。

○総務課長 そうですね。今申し上げたとおり、全庁的に調査等を行いまして、その方向について、一定事務局のほうでその内容を検討しまして、本審議会にまたお諮りしたいなというふうに思っております。

○内山会長 分かりました。ということで、そのような作業が実施され、進んでいるということをご承知いただければよろしいということのようでございます。

この時点で何かご質問等があればいただいておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご報告は、この件についてもいただいたものとさせていただきます。

ということで、議事については、本日予定されている議事、全てこれで終了ということにさせていただきます。

3 その他

○内山会長 次は、3、その他ということですが、何か事務局で用意されているものはございますでしょうか。

○総務課長 最後に、本日席上に配付いたしました「規制改革実施計画」の閣議決定についてという総務省からの通知をご覧いただきたいと思っております。本年5月の第1回の運営審議会におきまして、個人情報における国の動向等について情報提供させていただきました。平成30年6月、規制改革実施計画の閣議決定の中で、地方公共団体が保有する個人情報に係る非識別加工情報の提供の仕組みにつきまして、今後の検討方針が記載されました。

具体的には裏面をご覧ください。各地方自治体が同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程を平成30年度上半期までに明確化し、作成組織の整備を含めて、立法措置のあり方について検討・結論を得ていくことが示されました。今後についても、国の動向を踏まえつつ、検討を行ってまいります。

この席上配付の資料の説明は、以上でございます。

○内山会長 その他について他にはないですね。

各委員からのご発言があれば、この際伺います。よろしいでしょうか。

○後藤委員 1点だけです。

○内山会長 どうぞ。

○後藤委員 特に記録にとどめていただかなくて結構なんですけど、先ほどご説明のあった死者

の情報の扱いなんですよね。個人情報保護法、これは地方公共団体は個人情報保護法ではなくて、各自治体が定める条例で個人情報の保護を下さいよという立て付けになっているので、個人情報保護法自体は直接は自治体には適用されないんですけれども、民間もというそういう規定なんです、個人情報保護法では、確か生存する個人を個人情報という。つまり、死者の情報は個人情報ではないという立て付けになっていましたよね。

○総務課長 そうです。たしか東京都……。

○総務課情報公開・法務担当主査 23区内も一部あります。

○総務課長 一部の自治体についても、個人情報保護法と同じような解釈でやっている条例もあります。

○後藤委員 ただ、死者の情報が個人情報ではないという形になってしまうと、じゃあ、その保護はどうするのかというのは非常に大きな問題になってきますよね。そういう意味ですと、やはりこれから検討されるというのは非常に適切なことなのかなと思います。ごめんなさい、ちょっと思い出したので、話をしました。

○内山会長 要するに、文京区がそういう条例を作ったわけですから、文京区はなぜその条例を作って何をしたいのかということを整理していただければよろしいので、文京区は文京区でそういう条例を作ったわけですから、自分が作った条例をこのように運用しますということは文京区でお決めいただくことですよね、国の法律とはまた別のことですから。それをちゃんと整理していただいて、方向性を示していただくということだと思います。

4 閉会

○内山会長 それでは、これをもって本日の審議会は閉会とさせていただきます。ご出席ありがとうございました。